

「棚倉・白河・二本松三城連携PR業務委託」仕様書（案）

この仕様書は、棚倉・白河・二本松三城連携協議会（以下「発注者」という。）が発注する標記業務に関し、下記のとおり必要な事項を定めるものである。

記

1 業務の名称

棚倉・白河・二本松三城連携PR業務委託

2 目的

東日本大震災・新型コロナウイルス感染症の影響により、棚倉町・白河市・二本松市（以下「三市町」という。）いずれも観光客や交流人口の停滞、地域の活性化が課題である。そこで、三市町には、江戸時代に「丹羽家」が棚倉藩・白河藩・二本松藩治め、城づくりに関わっていたという歴史的なゆかりがあることを契機として捉え、「丹羽家」「三城（棚倉城・小峰城・二本松城をいう。）」にスポットを当てた番組を制作・放映することにより、三市町・三城が持つ歴史・文化を広くPR・情報発信し、観光誘客・交流人口拡大を図り、地域活性化を目指す。

3 委託期間

委託契約締結の日から令和9年1月29日（金）まで

4 業務内容

「丹羽家」と「三市町・三城」にスポットを当てた、三市町・三城の歴史的なつながり・魅力を発信するテレビ番組の制作・放映

(1) 制作等に関する要件

ア 企画

発注者が提示するテーマや素材に基づいて事業者が企画立案し、発注者と協議のうえ決定する。

イ 制作

当該企画に基づいて、受注者が取材対象者と事前打ち合わせ、取材、編集を実施する。

ウ 立会

取材、最終編集及び収録には、発注者は原則立ち会わない。

(2) 放送等に関する要件

ア 放送日時に関する要件

次の要件を満たす30分枠程度の番組として放送する。

(ア)多くの視聴が期待できる時間帯とする。

(イ)幅広い年齢層の視聴が多い時間帯とする。

イ 放送期間

令和8年12月

ウ 放送回数

放送期間内に1回放送

5 実施体制・業務責任者等

- (1) 受注者は、本委託業務を迅速かつ円滑に履行するため、本委託業務に関する企画、運営及び情報発信等に必要な実施体制及び人員を確保すること。
- (2) 受注者は、本委託業務全体に関して、主として指揮・監督を行う業務責任者を定め、発注者との協議や打ち合わせ等に参加させるものとする。

6 委託料に含まれる経費

委託料には、本委託業務に係る一切の費用を含むものとする。

7 提出書類等

受注者は、別途作成する委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 契約締結後速やかに提出するもの
 - ・委託業務着手届（様式任意）
 - ・事業実施計画書（様式任意）※スケジュール等を含む
 - ・その他発注者が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後速やかに提出するもの
 - ・委託業務完了届（様式任意）
 - ・委託業務実施報告書（様式任意）
 - ・本仕様書に定める業務の履行が確認できる報告書（様式任意）
 - ・制作した成果物の記録媒体（DVD等）正・副2部
 - ・収支精算書（経費の執行状況がわかる資料）
 - ・その他発注者が業務の確認に必要と認める書類

8 留意事項

- (1) 受注者は、本仕様書及び発注者の指示に基づき、本委託業務を忠実かつ確実に履行すること。
- (2) 受注者は、本委託業務の期間において、発注者との間で随時協議等を行うものとする。

また、受注者は進捗状況等について、逐次、発注者に報告すること。

- (3) 受注者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ発注者と協議し、承認を得ること。
- (4) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら発注者の責めに帰す場合を除き、受注者の責任、負担において一切を処理するものとする。
- (5) 本業務の成果物に係る著作権等の知的財産権は、発注者に帰属するものとする。
- (6) 本業務の遂行に当たり、受注者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩してはならない。
- (7) 受注者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合には、業務の一部を委託することができるものとする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、発注者及び受注者が協議の上、決定するものとする。